

『東大寺献物帳』にみる正倉院宝物の伝世

細川 晋太郎

はじめに

奈良の正倉院に収められている宝物、いわゆる「正倉院宝物」は、その全てが伝世品であることで知られる。正倉院宝物は、今から約1260年前の天平勝宝8歳(756)5月2日、聖武天皇(701～756、在位724～749)の崩御に伴い、后である光明皇后(701～760)が同年6月21日に東大寺盧舎那仏に天皇御遺愛の品々をはじめとした宝物や薬を奉獻したことに始まる。その後、同年7月26日、天平宝字2年(758)年6月1日、同年10月1日に追加で献納され、正倉院宝物の基礎が構成された。献納された宝物の目録は、それぞれ順に『国家珍宝帳』・『種々薬帳』・『屏風花氈等帳』・『大小王真跡帳』・『藤原公真跡屏風帳』と呼ばれる5通の『東大寺献物帳』として正倉院宝物中に伝わっている。その他、東大寺大仏開眼会関連の儀式用品や東大寺の子院に伝わった什器類などが加わり、現在ある宝物の内容となっている。

正倉院宝物の最たる特徴は、出土品ではなく現在まで保存・管理されてきた伝世品であることであるが、それは献納時点においても既に製作あるいは入手から、一定の期間、使用もしくは保管され続けてきたことにより伝わってきたものが少なくない。当時の人々も長く伝わってきた品物であるということは認識していたようであり、品物によっては『東大寺献物帳』にその由緒が記されている。

翻って、発掘による出土資料のなかで、遺跡(遺構)との年代的乖離が顕著な事例、すなわち伝世品と判断されるものがある。しかしながら、主に型式学的研究を軸とした考古学的手法によって資料の前後関係は確認できるものの、その具体的な年代について明示できる事例は限られており、器物が伝世した背景については明らかにできない。そうした点において、正倉院宝物の『東大寺献物帳』とそれに記載されている宝物は、文献資料とモノという二方向から古代の器物の伝世について検討することができる好例といえる。

そこで本稿では、『東大寺献物帳』に由緒などが記載され、東大寺盧舎那仏に献納されるまで一定期間伝来してきたことがわかる宝物に着目する。そして器物が伝世する過程や背景について考えてみたい。

1. 『東大寺献物帳』のなかの伝世資料

正倉院宝物が献納された当時において、既に世代を超えて伝わった品物があったことについては、これまでも言及されている[後藤1986、東野2005、米田2018など]。正倉院正倉には、北倉・中倉・南倉があり、そのいずれにも伝世資料として検討すべき宝物があるが、本稿では宝物名称が記載され、献納時点、すなわち当時における伝世の下限が明確である『東大寺献物帳』記載の宝物を対象とする。そこで正倉院宝物における『東大寺献物帳』のうち、『国家珍宝帳』(天平勝宝八歳六月二十一日)・『屏風花氈等帳』(天平勝宝八歳七月二十六日)・『大小王真跡帳』(天平宝字二年六月一日)・『藤原公真跡屏風帳』(天平宝字二年十月一日)に記載された宝物のなかで、特に詳しく由緒が記されたものに着目する。そして宝物献納時点において、その宝物が製作された時期と明らかな時期差が生じているものを抽出

し、伝世期間を確認することにしたい。なお、本稿においては便宜上、期間の長短の別に関わらず伝世という言葉を使用する。

(1) 『国家珍宝帳』(天平勝宝八歳六月二十一日)に記載の品

七条褐色紬袈裟一領(図1・2) 『国家珍宝帳』に、「七条褐色紬袈裟一領 金剛智三蔵袈裟」とあるもので、北倉に納められている。幅297cm、縦144cmである。インド出身の僧侶で、中国・唐の長安と洛陽において密教の布教につとめた金剛智三蔵(671～741)の袈裟と伝わる。『国家珍宝帳』には紬の袈裟と記載があるが、現在伝わっている本袈裟については羅の袈裟である点などから、別の袈裟である可能性も想定されている。しかしいずれにせよ、金剛智三蔵が所持していたとされる貴重な袈裟をある時点で聖武天皇が入手し、保管していたことになる。

金剛智三蔵がいつ頃身につけていた袈裟であるかは知り得ないが、没年が741年であることから、少なくとも756年の献納時点で15年間は伝わっていたことになる。

厨子壺口《赤漆文觀木御厨子》(図3・4) 『国家珍宝帳』に、「厨子壺口 赤漆文觀木御厨子古様作金銅作鉸具 右件厨子 是飛鳥浄御原宮御宇 天皇伝賜藤原宮御宇 太上天皇 天皇伝賜藤原宮御宇 太行天皇 天皇伝賜平城宮御宇 中太上天皇 天皇七月七日伝賜平城宮御宇 後太上天皇 天皇伝賜今上 今上謹献 廬舎那仏」とあるもので、北倉に納められている。高さ100.4cm、幅87.2cm、奥行44.5cmである。明治時代にまとめられた『正倉院御物目録』のなかで、「赤漆文觀木御厨子」の名称が付されている。

材質などの註記のあとに書かれた由緒によると、天武天皇(631?～686)以降、持統天皇(645～702)、文武天皇(683～707)、元正天皇(680～748)、聖武天皇(701～756)、そして宝物奉獻時の天皇である孝謙天皇(718～770)に伝領された厨子であることが記されている。正倉院宝物の中で最も由緒ある品の一つであり、古代において計6人の天皇に伝わった稀有な事例である。厨子の製作年代の下限は天武天皇の崩御年(686)であり、孝謙天皇(今上)が廬舎那仏に謹献するとまで記された756年の献納時点において、少なくとも70年間伝世していることになる。

雑集一卷(図3・5) 赤漆文觀木御厨子のなかの「納物」で、北倉に納められている。『国家珍宝帳』に、「雑集一卷 白麻紙 紫檀軸 紫羅襪 綺帯 右平城宮御宇 後太上天皇御書」と記されているもので、巻末には「天平三年九月八日寫了」とある。後太上天皇御書、すなわち聖武天皇31歳のときの宸筆であり、

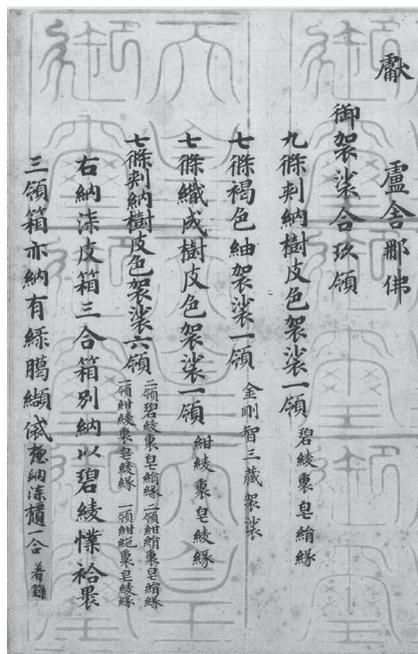


図1 『国家珍宝帳』第1紙(部分)

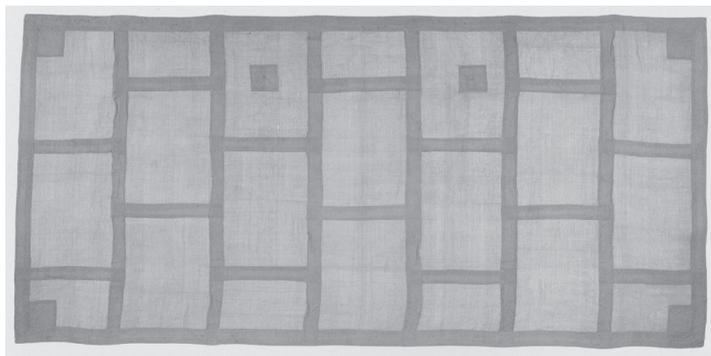


図2 七条褐色紬袈裟

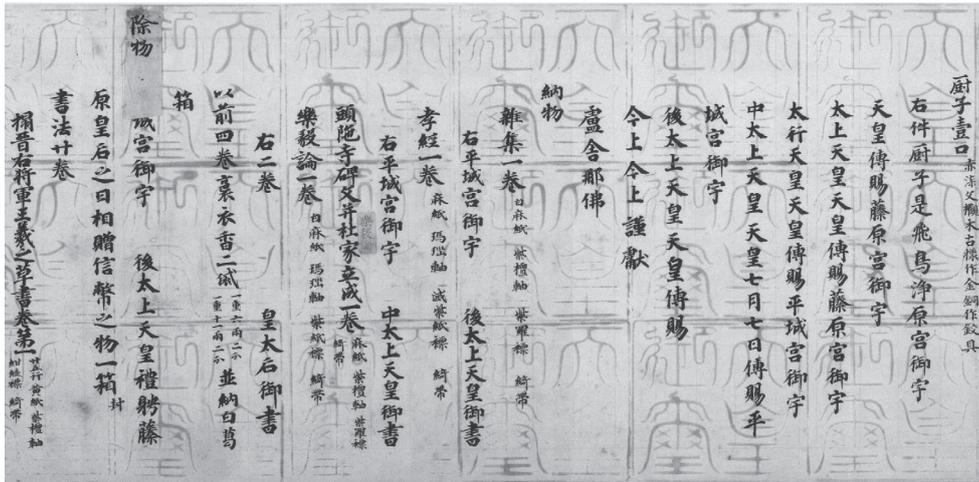


図3 『国家珍宝帳』第2紙（部分）

756年の献納時点において、完成から25年間伝世していることになる。

孝經一卷（図3） 赤漆文欄木御厨子のなかの「納物」である。『国家珍宝帳』に、「孝經一卷 麻紙 瑪瑙軸 減紫紙標 綺帯 右平城宮御宇 中太上天皇御書」と記されているものである。現存しない。ただし、中太上天皇御書、すなわち元正天皇（680～748）の宸筆であったことがわかる。元正天皇がいつ頃に記したものは不明であるが、756年の献納時点で元正天皇は既に亡くなっている。756年の献納時点から没年を差し引くと少なくとも8年間は伝わったことになるが、元正天皇の活動期間を考慮した場合、伝来した年数は数十年加算される可能性がある。

樂毅論一卷（図3・6） 赤漆文欄木御厨子のなかの「納物」で、北倉に納められている。『国家珍宝帳』に、「樂毅論一卷 白麻紙 瑪瑙軸 紫羅標 綺帯 右二卷 皇太后御書」と記されているもので、前行の「頭陀寺碑文并杜家立成」を含め、皇太后すなわち光明皇后によるものとある。巻末には「天平十六年十月三日 藤三娘」とある。

「樂毅論」とは、中国の三国時代に魏の夏侯玄が戦国時代の燕の武将であった樂毅の事績について記したもので、それを東晋の王羲之（303～361）が書写し、その模本が中国において伝わった。「藤三娘」とは、光明皇后自ら藤原氏の三番目の娘であることを明記したものであることから、中国から日本に伝わった模本をもとに、光明皇后が天平十六年（744）、44歳の時に臨書したことがわかる。756年の献納時点において、完成から12年間伝わっていることになる。

赤漆欄木厨子（図7） 『国家珍宝帳』に、「赤漆欄木厨



図4 赤漆文欄木御厨子

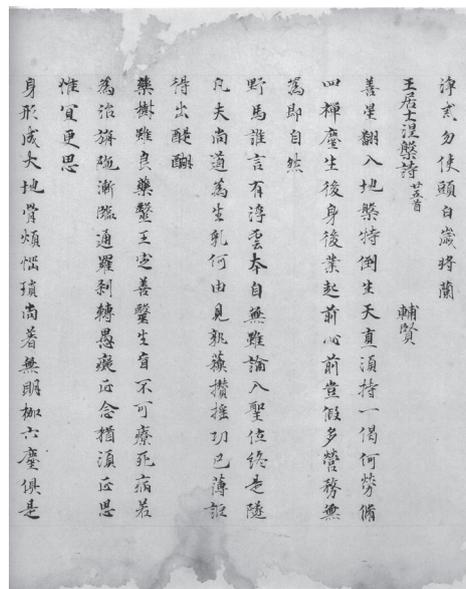


図5 雜集（部分）

有者である草壁皇子（662～689）の没年を刀が製作された下限とすると、少なくとも756年の献納時点で67年間伝世していることになる。

(2) 『屏風花氈等帳』(天平勝宝八歳七月二十六日)に記載の品

屏風一具十二扇 (図9) 『屏風花氈等帳』に、「屏風一具十二扇 並高四尺八寸半 広一尺七寸半 白碧賤紙 歐陽詢真跡 皂綾縁 白絹背 烏漆銅葉帖角 其下端八寸半無物 但 白〔皂〕綾接扇」とあるものである。註記により、中国・初唐における三大書家の一人である欧陽詢(557～641)の真跡を屏風に仕立てたものであることがわかる。ただし、屏風は現存しない。この屏風に仕立てられた欧陽詢の書が真跡であった場合、没年を差し引くと、書は756年の献納時点で115年間伝世していることになる。

(3) 『大小王真跡帳』(天平宝字二年六月一日)に記載の品

大小王真跡書一卷 (図10) 『大小王真跡帳』に、「大小王真跡書一卷 黄半紙 面有大王書九行七十七文字 背有小王書 十行九十九字 両端黏青褐紙 又胡桃褐紙裏 着紫綺 帶水精軸」とあるものである。大王は書聖と呼ばれた中国東晋の書家である王羲之(303～361)、そして小王はその子である王獻之(344～386)のことであり、父子によって表裏に書が書かれたものという。書は現存しないため、実際のところ真跡であったかはわからないものの、いつの頃か中国から日本に将来され、聖武天皇の元にわたり保管されてきたと思われる。王羲之の真跡であったとした場合、没年を差し引くと、758年の献納時点で395年間伝世していることになる。

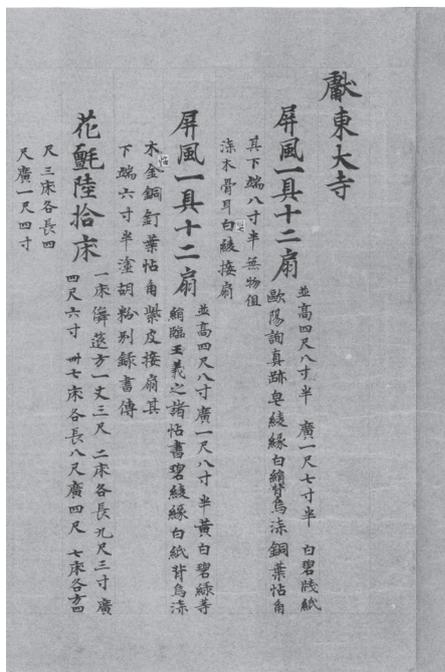


図9 『屏風花氈等帳』(部分)

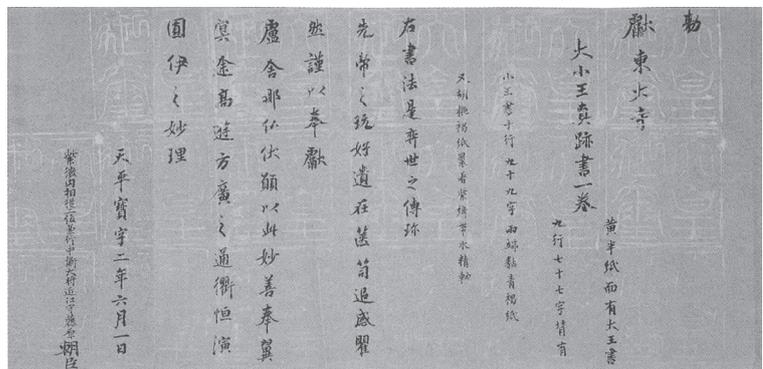


図10 『大小王真跡帳』

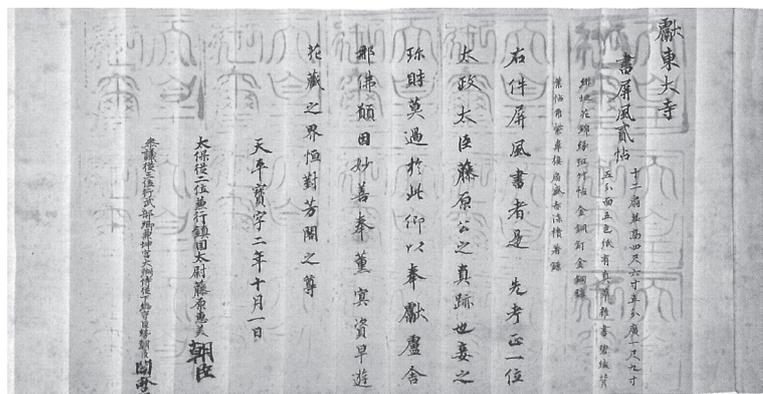


図11 『藤原公真跡屏風帳』

(4) 『藤原公真跡屏風帳』(天平宝字二年十月一日)に記載の品

書屏風式帖(図11) 『藤原公真跡屏風帳』に、「書屏風式帖」とあるもので、寸法等の註記を記したあとから「右件屏風書者は先考正一位太政大臣藤原公之真跡也」と由緒が書かれている。右大臣であった藤原不比等(659~720)は薨去後に太政大臣正一位を追贈されていることから、娘である光明皇后が、父である不比等の真筆を屏風に仕立てたものであることがわかる。屏風は現存しない。不比等がいつ頃記した書であるかはわからないが、没年を差し引くと、屏風に仕立てられたこの書は少なくとも758年の献納時点で34年間伝世していたことになる。製作年を考慮すると、さらに数年の保管期間が加算される。

(5) 小 結

『東大寺献物帳』のなかでも、その由緒が記されている宝物に着目し、伝世した背景および伝世期間について概観してきた。伝世期間を模式化したものを表1に示す。こうしてみると、ほぼ時を同じくして正倉院正倉という収蔵施設に、当時においても製作時期がそれぞれ異なる伝世品が一括して納められていることに改めて気づかされる。

正倉院宝物は、聖武天皇の崩御に伴い東大寺盧舎那仏に献納された、あるいは他の機会に宝庫に納められることになったのであるが、現在の私達からすれば、その歴史の重みからしていずれの宝物も由緒ある品物といえるであろう。しかし、当時の視点や考え方からしたらどうであるかということ、やはり『東大寺献物帳』のなかでの扱われ方の差が重要になってくると思われる。

『大小王真跡帳』および『藤原公真跡屏風帳』には、主たる宝物についてのみ記載されているので、それについての詳細が書かれているのは当然ともいえる。対して、特定の宝物の由緒が際立つのは、『国家珍宝帳』および『屏風花氈等帳』に記載された宝物である。『国家珍宝帳』には、聖武天皇御遺愛品や珍宝として六百数十点の宝物が列記されている。しかしその中で、特定の宝物についてその由緒を記したものは、先に挙げた七条褐色紬袷裳一領、厨子壺口《赤漆文欄木御厨子》、雑集一卷、孝経一卷、楽毅論一卷、赤漆欄木厨子、横刀一口、黒作懸佩刀一口のみである。それらの中に由緒が記載された理由は、それが数ある宝物のなかでも特筆すべきものであったからにほかならない。すなわち、

表1 『国家珍宝帳』記載の伝世品とその伝世期間

西暦	『国家珍宝帳』							『屏風花氈等帳』	『大小王真跡帳』	『藤原公真跡屏風帳』	
	七条褐色紬袷裳一領	厨子壺口 (赤漆文欄木御厨子)	雑集一卷	孝経一卷	楽毅論一卷	赤漆欄木厨子	横刀一口	黒作懸佩刀一口	屏風一具十二扇	大小王真跡書一卷	書屏風式帖
355											
395											
435											
475											
515											
555											
595											
635											
675											
715											
756											
758	東大寺盧舎那仏に献納										
伝世期間	15+α	70+α	25	8+α	12	100+α	36+α	67+α	115+α	395+α	34+α

まずは聖武天皇にとって、そしてその次に献納する立場にある中心人物、すなわち光明皇后にとってどれほど特別な意味を持つものであったかということになる。これら宝物を『国家珍宝帳』をはじめとする『東大寺献物帳』という宝物目録に載せ、如何にその由緒を語るかが重要視された背景については天皇家と藤原氏の関係に着目する見方がある〔関根 1989、吉川 1995 など〕。由緒の内容からして、聖武天皇と光明皇后を軸に据え、天皇家と藤原氏の関係性を示すための要素が少なからず含まれている点については否定できないであろう。特に横刀・黒作懸佩刀の由緒については、他者が知り得ないようなエピソードとなっており、不比等の時からの関りを論じていることは、その親縁性を強調しているに他ならない。

いずれにせよ、そうしたものに付随するのは、誰が所有したかという来歴である。上述した『東大寺献物帳』記載の宝物は、その註記により製作者あるいは所有者がわかることから、伝世した具体的な期間が把握できるため、器物の伝世を考えるうえでは非常に有効である。伝世が生じた背景には、器物の種類に加え、器物の製作者、器物を受け継いだ所有者らによって追加された来歴によるところが大きいことが明示されているのである。

さて、先に挙げた『国家珍宝帳』に記載され、なおかつ来歴がわかる宝物中においても、厨子壺口《赤漆文観木御厨子》、赤漆観木厨子、横刀一口、黒作懸佩刀一口については、特にその来歴が詳しく述べられている。なかでも赤漆文観木御厨子は、歴代天皇に伝わったものとして特別な意味を持つであろう。また、それとともに注目すべきは、光明皇后の実家である藤原氏に伝わった赤漆観木厨子についても『国家珍宝帳』に挙げ、同様にその伝来過程や納物について述べている点である。次節では、この二つの厨子の伝来過程をもとに、器物を継承する機会および伝世が生じる背景について検討する。

2. 赤漆観木厨子と赤漆文観木御厨子の伝来（図3・4・7・12・表2）

『国家珍宝帳』記載の由緒によると、〈赤漆観木厨子〉と赤漆文観木御厨子は、前者のほうが古くから所有者が存在していることがわかる⁽¹⁾。この二つの厨子がどのような伝来の過程を経て、最終的に宝物として東大寺盧舎那仏に献納されたかをまとめた表2をもとに検討を進めたい。

（1）赤漆観木厨子

〈赤漆観木厨子〉は、『国家珍宝帳』に「赤漆観木厨子一口 右百濟國王義慈進於内太臣」とあり、その由緒から百濟の義慈王が内大臣である藤原鎌足（614～669）に贈ったとされる。

義慈王は百濟の最後の王であり、641年に即位し、660年に唐・新羅連合軍との戦いによって百濟が滅亡するまで王位にあった。『国家珍宝帳』には「百濟國王義慈進於内太臣」とあることから、藤原鎌足のもとに〈赤漆観木厨子〉が贈られたのは、百濟国王としての在位期間である641～660年の間となる。では、いつ頃この〈赤漆観木厨子〉が百濟から藤原鎌足という個人に対して送り届けられたのであろうか。この点については関根真隆氏が白村江の戦い前夜あたりに贈られたと想定しているが〔関根 1989〕、以下ではもう少し具体的にみていきたい。

『日本書紀』によると、藤原鎌足は中大兄皇子とともに蘇我氏を滅ぼした乙巳の変（645）の後、内臣に任じられている。鎌足は神事・祭祀を司る中臣氏の出身であることもあり、政治家として表舞台に立ち、政治の中核で最も影響力を持った時期は、この政変以降であったと考えられる。また、内臣となった鎌足は唐・新羅などの諸外国からの外交使節が往来するなかで、それらに対応する機会もあったであろうから、この時に百濟との直接的な交流を持ったと判断できる。

表2 赤漆欄木厨子と赤漆文欄木御厨子 所有者の変遷

西暦	関係主要事象と百濟遺使記録(●印)	赤漆欄木厨子 所有者				赤漆文欄木御厨子 所有者					関係する天皇/皇子	宮/遷都	
		百濟義慈王 599~660	藤原鎌足 614~669	藤原不比等 659~720	光明皇后 701~760	孝謙天皇(女性) 718~770	聖武天皇 701~756	元正天皇(女性) 680~748	文武天皇 683~707	持統天皇(女性) 645~702			天武天皇 631?~686
641		即位										天智天皇 626~671	
642													
643													飛鳥板蓋宮
644													
645	乙巳の変 ●		内臣 ↑							誕生			難波宮
646	●												
647													
648													
649													
650			(この間に入手)										
651													
652	●												
653	●												
654	●												飛鳥宮
655	●												
656	●												
657										結婚			
658													
659													
660	百濟滅亡	崩御											
661	百濟王子尊理帰国												柵制
662													
663	白村江の戦い												
664													
665													
666													
667													近江大津宮
668											立太子	天皇	
669			内大臣/薨去	継承?									
670													
671												崩御	
672													飛鳥浄御原宮
673											天皇		
674													
675													
676													
677													
678													
679													
680								誕生				草壁皇子 662~689	
681												立太子	
682													
683									誕生				
684													
685													
686										柵制/継承?	崩御		
687													
688													
689													薨去
690										天皇			
691													
692													
693													
694													藤原京
695													
696													
697										立太子: 天皇/継承?	譲位(太上天皇)		
698													
699										(この間に継承)			
700													
701			正三位大納言	誕生				誕生					
702													
703													
704													
705			後二位										
706													元明天皇(女性) 661~721
707													天皇
708			正二位右大臣							継承?	崩御		
709													
710													平城京
711													
712													
713													
714										立太子			
715										天皇/継承?			譲位(太上天皇)
716										結婚			
717										(この間に継承)			
718													
719													
720													
721			薨去	継承?									崩御
722													
723													
724										天皇/継承?	譲位(太上天皇)		
725													
726													
727													
728													
729													
730													
731													
732													
733													
734													
735													
736													
737													
738													
739													
740													山背慈仁京
741													
742													
743													
744													難波京
745													紫香室宮・平城京
746													
747													
748													
749													
750													
751													
752	東大寺大仏開眼会												
753													
754													
755													
756													

東大寺 盧舎那仏へ献納

* 天皇については、即位以前を薄い網掛け、以後を濃い網掛けとしている。

そしてそれは百済の義慈王が641年に即位し、鎌足が645年に内臣に就任した後のことであり、なおかつ〈赤漆観木厨子〉の故地である百済が滅亡する660年までの間ということになる。そこで記録を辿ると、百済の遣使については『日本書紀』に計7回（645・646・652～656）の記録がみえる。いずれの年の遣使が来た際に贈られたものであるかは明らかにできないが、この11年の間に受け渡しがあったとみてよいであろう。鎌足の政治家としての立場が晩年にかけてより確固たるものになっていったとすると、後半5年間のいずれかの機会に贈られた可能性が高いとみることができるともかもしれない。しかし重要なのは、百済の義慈王が〈赤漆観木厨子〉を、藤原鎌足個人に贈ったとされる点であり、この授受が成立した時点で〈赤漆観木厨子〉の来歴が始まることである。

義慈王によって〈赤漆観木厨子〉が鎌足へ贈られた理由については、百済が置かれていた状況が密接に関係していると思われる。当時、朝鮮半島において百済は高句麗や新羅との緊張状態にあり、なおかつ背後には唐がいるというアジア情勢のなかで、日本との関係を重視していたことは文献資料などの記録から明らかである。また百済からは、義慈王の王子である豊璋（?～668頃）と善光（?～693頃）の二人が人質として日本に滞在しており、関係強化のための政策が採られている。すなわちこうした緊張した情勢にあったからこそ、乙巳の変を経て政治的影響力を持ち始めた内臣藤原鎌足に対して、百済国王義慈より〈赤漆観木厨子〉という調度品が贈られたのではないだろうか。『国家珍宝帳』の〈赤漆観木厨子〉の註記にあるように、そうした他国の王との個人的関係性という特別な事象が重要視され、後世に伝えられる背景になったのであろう。

なお、鎌足が〈赤漆観木厨子〉を、百済の遣使記録のある645年に入手した場合は死去するまでの24年間、そして最も遅くみて656年に贈られた場合は13年間という期間にわたり所有していたことになる。

さてその後、百済国王から直接贈られたという一級の来歴を持つことになった〈赤漆観木厨子〉であるが、由緒には鎌足の後、誰に伝領されたかについては記されていない。しかし、素直に解釈すれば、それを受け継いだのは息子の不比等であり、献納時点での所有者は光明皇后であったとみて間違いないであろう〔関根1989〕。そして正倉院宝物が最初に献納される756年まで約100年にわたり伝わることになる。鎌足が〈赤漆観木厨子〉を贈られた下限を656年とすると、不比等が誕生する前から藤原氏の調度品として使用されていたことになる。鎌足から不比等へ受け継がれた機会については、普通に考えれば669年に鎌足が死去した時となり、不比等が11歳の時であった。『国家珍宝帳』に〈赤漆観木厨子〉が記載され、不比等の娘である光明皇后はその由緒を伝え聞いていたことは確実であろうから、不比等においてもしっかりと百済から贈られた厨子であることを、父鎌足あるいは家の人間から聞かされていたに違いない。不比等は、自身が亡くなるまでのおよそ50年もの長期間にわたり〈赤漆観木厨子〉を所有したことになる。それから〈赤漆観木厨子〉は不比等から光明皇后へと受け継がれることになるが、それは720年の不比等死去に伴うものと考えるのが穏当であり、それまでは藤原氏のもとにあったと考えられる。

716年に皇太子である聖武天皇と結婚していた光明皇后は、父である藤原不比等の死去（720）に伴い〈赤漆観木厨子〉を実質的に受け継ぐこととなったのであろう。由緒あるこの厨子を、藤家ではなく、光明皇后が受け継いだ背景に、聖武天皇との結婚・立后という出来事が関係していたことは想像に難くない。光明皇后もまた、756年の献納まで、およそ36年間という長期間にわたってこの厨子を所有することになる。

ついにここにきて、百済の義慈王から内臣（のち内大臣）である藤原鎌足へ贈られ、そして右大臣までのぼりつめた藤原不比等が所有し、天皇の后となった光明皇后のもとへ至るという来歴までもが

加わり、この厨子の伝世の背景が成立することとなった。そして光明皇后は、百済国王から祖父藤原鎌足に贈られたという一級の来歴を持つ〈赤漆欄木厨子〉を、実家の藤原氏そして娘である孝謙天皇に残すことはせず、他の宝物とともに献納することを決めたのである。

(2) 赤漆文欄木御厨子

赤漆文欄木御厨子(図4)は、『国家珍宝帳』に「厨子壺口 赤漆文欄木古様作金銅作鉸具」とあるもので、それに続く由緒から、天武天皇以降、元明天皇を除く6代の天皇に伝領された厨子として知られる。その扉に取り付けられた蝶番金具には、朝鮮半島の6世紀後半から7世紀前半頃の百済の古墳や寺院址出土品に、より古い類例を求めることができることから、百済の工人ないしはその影響を受けた日本の工人が製作に関わった可能性が非常に高いと考えられる厨子である〔細川 2017〕。

この厨子は、その伝領過程から天武・持統皇統に伝わった〔後藤 1986〕、あるいは天武嫡系に伝わったとされる考えがあり〔関根 1989〕、天武天皇に始まる皇統に受け継がれた歴史的器物である点が大きく取り上げられている。その一方で、器物の伝世という視点からみると、この厨子の製作年代の下限が絞り込めることに大きな意義を見いだせる。まず、最初に天武天皇(631?~686)が所持したとあり、そこからこの厨子の来歴が始まっている。天武天皇は686年に崩御しているため、赤漆文欄木御厨子が製作された年代は686年以前ということになる。製作年代の下限は最初の所有者である天武天皇の崩御年(686)であることは明らかであるが、その治世に所有したというからには実際に使用した期間が何年間かはあつてしかるべきであり、崩御年の直前に入手したとは考えにくい。天武天皇の在位期間が673年から686年であるから、概ねその間は使用されていたとみるべきで、なおかつ入手したのは即位以前の可能性も否定できない。先述のように、この厨子の扉に取り付けられた蝶番金具には、百済(泗泚期)の影響が認められることから、〈赤漆欄木厨子〉と同じ時期の所産であつたと考えられる〔細川 2017〕。ただ、これは

記録上、先代の天智天皇のもとにはなかつたようであり、天武天皇個人がいつの頃か入手し、所有していたのであろう。

さて、天武天皇の次の所有者は、后である持統天皇(645~702)である。赤漆文欄木御厨子は、天武天皇の崩御にともない受け継がれたとみるのが穏当であろう。ただ、二人の間には皇太子である草壁皇子(662~689)がいた。本来は草壁皇子に伝えられるはずであつたとみられるが、天武天皇崩御後に即位することなく、およそ3年後に亡くなっている。米田雄介氏が指摘するように、称制期間中も即位した後も、持統天皇が本厨子を管理していたと考えるのが穏当であろう〔米田 2018〕。

ここで伝世と関係する点で注意したいのは、赤漆文欄木御厨子に対するその当時の認識である。後藤四郎氏は、「持統天皇は、文武天皇の即位により実現した天武持統系皇統の永続を期待して、

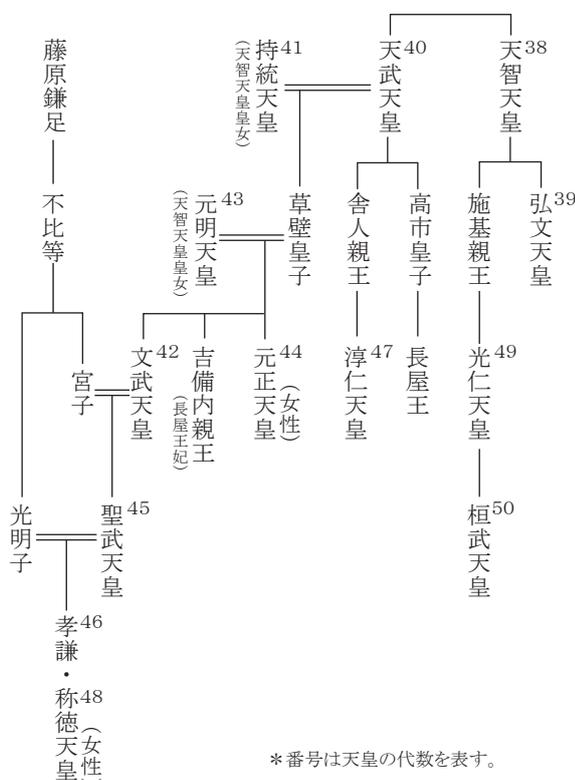


図12 天皇略系図

この厨子をこの皇統の象徴として代々伝えていくべく定めた」と推測している〔後藤 1986〕。しかし、天武・持統天皇は夫婦関係にあったため、おそらく二人の生活空間にはこの厨子があり、日常的に目にしていたはずである。夫である天武天皇愛用の品であったかもしれないが、おそらく当時の認識としては、結果的に持統天皇のもとに留まった、といった程度のことであったのではないだろうか。この点については、「天武の生前は持統と供用していた可能性も大きく、天武の死後、自然に持統の所有に帰したと考えられる」とした直木孝次郎氏の考えを追認したい〔直木 1996〕。ともあれ、ここに来て2代の天皇に伝わるという来歴が加わるようになった。

持統天皇の次に、赤漆文欄木御厨子は孫にあたる文武天皇（軽皇子：697～707）に受け継がれる。本来的には、息子である草壁皇子に引き継ぐはずであったのだから、順当な流れであろう。697年に立太子および即位した文武天皇は、持統天皇から譲位されたとはいえ15歳という若さであったため、実質的に持統太上天皇が後見している状況であった。文武天皇即位に際して、権力・財産等の移行がなされたと思われるが、実際的な相続が持統太上天皇の崩御後だったとした場合は、その時までの間に本厨子が継承されたと考えられる。

次に赤漆文欄木御厨子を受け継いだのは、文武天皇の姉にあたる元正天皇（氷高皇女：680～748）である。ここで系図上での逆転が起きる。本厨子は、草壁皇子と元明天皇の息子である文武天皇亡後、文武天皇の子である首皇子（聖武天皇）へと受け継がれるのが順当な流れであったはずであるが、年齢が若いことや政争などが絡み、文武天皇の姉であり、首皇子の伯母にあたる氷高皇女（元正天皇）が即位して継承者となったようである。文武天皇崩御から、元正天皇として即位するまで8年間ほどあいているが、その間は母である元明天皇が在位していた。しかし、本厨子の由緒には元明天皇についての記載がない。

先行研究においては、元明天皇の名が本厨子の由緒に所有者として挙げられていない理由として、天武（・持統）皇統に伝えるべき器物であったからという考え〔後藤 1986、関根 1989、吉川 1995、東野 1998 など〕や、教養と関わる調度品という性格上、文武天皇の母である元明天皇に継承されるべきものではなかったためといった考え〔直木 1996〕がある。様々な解釈が成り立つと思うが、元明天皇の名前がみえない時点で、皇位継承の証でなかったことは確かであろう〔直木 1996、米田 2018〕。しかしながら、この時点で本厨子は天武天皇から数えて3代の天皇のもとにあり、天武天皇の孫である文武天皇まで伝わったのであるから、文武天皇の母である元明天皇としては、「この厨子は本来的に子孫が受け継ぐべき特別なもの」という認識を強くしていたと推測される。

ただ、『国家珍宝帳』の由緒にある継承の順番に従った場合、本厨子を継承する機会は文武天皇の崩御とみざるを得なくなるが、そうすると文武天皇の姉である元正天皇が、即位までの数年間は皇女の立場として本厨子を所有していたということになってしまう。また、即位を厨子の継承の機会とすると、約8年間、本厨子の所有者に空白期間ができてしまうことになる。はたして、こうした状況について、どのように考えたらよいのであろうか⁽²⁾。

『国家珍宝帳』に書かれた由緒を文字通りに読むと、文武天皇から元正天皇へ、誰かを介することなく引き継がれたとみることができる。この場合、先述のように、元正天皇は皇女という立場で受け継いだことになる。しかし赤漆文欄木御厨子を含む諸々の遺産の差配は、時の天皇である元明によるものであろうから、文武天皇から元正天皇への直接的な授受は考えにくい。

そのため、元明天皇自身が赤漆文欄木御厨子を一旦預かり、元正天皇の即位に伴い引き継いだと考えるのが理解しやすいのではないだろうか。これは持統天皇が本厨子を天武・持統皇統に伝えるべく定めた〔後藤 1986〕かどうかは別として、既にそうした観念があり、元明天皇がそれに則って対処し

たとみるものである。直木氏や米田氏の考え方に近いもので〔直木1996、米田2018〕、『国家珍宝帳』に名前がなくとも、元明天皇を厨子の中継ぎとしての所有者・管理者として認める考えである。しかし、それでは『国家珍宝帳』に元明天皇の名がみえないことを説明するにはやや足りない。

そこで想定したいのは、『国家珍宝帳』作成時点（756）、すなわち東大寺盧舎那仏に宝物を献納するにあたり、天武（・持統）皇統相伝の器物であることを強調するために、天智天皇の皇女であった元明天皇の名が除外された可能性についてである。皇位という最高位の立場を受け継いだ元明天皇が、実質的に約8年間は本厨子を所有・管理していたならば、自ら所有者としての立場を放棄すると定めていたとは考えにくいのではないだろうか。つまり『国家珍宝帳』にある本厨子の由緒が、元明天皇あるいは光明皇后、どちらの立場から記載されたかということになる。そして元明天皇の名を所有者から除外するか、しないかを判断できるのは、自ずと後世の人物となる。その人物とはすなわち、光明皇后であろう。

宝物献納時点においては、もはや孝謙天皇で天武・持統皇統が途絶えることが明白であった。先にみた横刀と黒作懸佩刀にまつわるエピソードも、象徴的器物をもとにしながら、天皇家、というよりもむしろ「天武・持統皇統家」と藤原氏の関係表示を意図したものとみることができ、〈赤漆欄木厨子〉と赤漆文欄木御厨子が記載された意味についても、それらとセットで把握することにより解釈できるものとする。したがって筆者は、赤漆文欄木御厨子の由緒には、光明皇后による天武・持統皇統への尊崇の念にも似た強い思いが反映されたとみる。それゆえ、元正天皇がこの厨子を継承したのは文武天皇の崩御から母である元明天皇崩御までの間となるが、元明天皇は途中で譲位していることから、おそらく元正天皇の即位に伴って譲られたのであろう。そう考えることで、約8年間、明確な継承者が不在になっている状況について解釈できるのではないだろうか。

元正天皇の次に赤漆文欄木御厨子を継承したのは、甥である聖武天皇である。元正天皇は譲位するので、本厨子を継承する機会は、聖武天皇の即位から元正太上天皇の崩御までの間となる。聖武天皇は文武天皇の子であり、本厨子は本来継承すべき人のもとへ帰したとみるべきであろうから、その継承は聖武天皇即位に伴って行われたと考えてよい。もはやこの時点においては、元正天皇と聖武天皇の間で、本厨子が次の天皇（同じ皇統の子孫）に対して伝領されるものであるという認識が確固たるものになっていたと思われる。また、皇統が続くことへの期待も込められていたであろう。

赤漆文欄木御厨子の次の継承者となるのは、聖武天皇と光明皇后の娘である阿倍内親王（孝謙天皇）である。聖武天皇と光明皇后の息子である基王は夭折していたため、阿倍内親王が即位することとなった。本厨子の最後の継承者である。聖武天皇は譲位することから、本厨子を継承する機会は孝謙天皇の即位から聖武太上天皇崩御までの間となる。ただし、聖武天皇の崩御年には、他の宝物とともに本厨子が東大寺盧舎那仏へ献納されることから、この時を継承の機会とみるわけにはいかない。本厨子の継承は、孝謙天皇の即位に伴ってなされたものとみてよい。

かくして、赤漆文欄木御厨子はこの時をもって天武天皇以降6代の天皇に伝領され、70年以上にわたって伝わり、『国家珍宝帳』に最も由緒ある器物として記載されることになったのである。そして、756年に東大寺盧舎那仏へ献納されるに至り、当時における赤漆文欄木御厨子の伝世が完結することになる。

（3）厨子の移動・所有者の寿命

〈赤漆欄木厨子〉と赤漆文欄木御厨子は、藤原氏・天皇家に伝わったのであるが、その期間は世代を超えるものであり、その間は遷宮・遷都という移動も伴っている。

〈赤漆欄木厨子〉が存在した間には、難波宮、板蓋宮や岡本宮などの飛鳥の宮、近江大津宮、飛鳥浄御原宮、藤原京、平城京、山城恭仁京、難波京、紫香楽宮、平城京へと、そして赤漆文欄木御厨子が存在した間には、飛鳥浄御原宮、藤原京、平城京、山城恭仁京、難波京、紫香楽宮、平城京へと遷り、天皇が移動している。二つの厨子が、具体的にどこで使用・保管されていたかは明らかにしがないが、天武天皇以降、天皇のもとで伝世した赤漆文欄木御厨子については、各宮の内裏に置かれていたと考えてよいのではないだろうか。〈赤漆欄木厨子〉も、藤原鎌足、不比等が居住地を変える度に移動していたと考えるのが適切であろう。そして最終的には、聖武天皇と光明皇后が結婚したことで、二つの由緒ある厨子が同所に存在することになった。

ところで、所有者の代数を改めて確認すると、〈赤漆欄木厨子〉は藤原鎌足、不比等、光明皇后の3代にわたり、一方の赤漆文欄木御厨子は天武天皇から孝謙天皇までの6代、あるいは元明天皇を途中の事実上の所有者と想定すると実質7人の天皇のもとを経て、同じ時（756）に東大寺盧舎那仏に献納され、同じ場所、すなわち正倉院正倉に納められることになった。先述のように、〈赤漆欄木厨子〉は100年以上、そして赤漆文欄木御厨子は70年以上の伝世期間が見込まれることから、前者のほうが30年ほど長く伝わっている。しかし、受け継いだ所有者の代数は後者のほうがその倍以上あり、器物の伝世期間と所有者の代数が必ずしも比例していない。ここに所有者の寿命という、器物のみからでは読み取ることができない情報が加味されることになる。

器物の伝世を考える上で、どこで何年間伝わってきたか、あるいは移動が伴っていたか、そして何人の所有者のもとに渡ってきたかは重要なことである。しかし、古代の器物については多くが出土品であるため、製作地と消費地、あるいは授受の関係を軸とした中心と外縁など、その始点と終点は明らかにできても、間にある移動や伝世の過程までは明らかにできないのが一般的である。また、正倉院宝物として『東大寺献物帳』に記載されているものであっても、そのほとんどは来歴等がわかるものではない。そういった点からしても、『国家珍宝帳』に記された〈赤漆欄木厨子〉と赤漆文欄木御厨子の伝来記録は、まさに世代を超えて伝えられた器物の確実な事例として、伝世を検討するための重要な視座といえる。

3. 伝世する器物の二つの系統

ここまで正倉院宝物のなかでも、特に詳しい来歴が記された二つの厨子についてみてきた。最後に、王権に伝世する器物という意味で、現代まで天皇家に伝わるものと比較することでまとめたい。

天皇家には、天皇の所有物である「御物」として、数々の貴重な品物が伝わっている。古くから受け継がれてきた品物や近代以降の献上品など、その内容は様々である。その中でも、特に皇位と関わるものとして知られるのが、皇位継承の証として受け継ぐ「三種の神器」（八咫鏡、草薙剣、八咫瓊勾玉）であろう⁽³⁾。令和元年（2019）に行われた今上天皇（在位2019～）の即位に伴う一連の儀式では、上皇（平成の天皇：在位1989～2019）の譲位にともない皇位が次の天皇へと継承されることとなった。即位後に「剣璽等承継の儀」が皇居宮殿において執り行われ、三種の神器、そして国璽・天皇御璽が次代の天皇に受け継がれたのである。また、今上天皇の即位にともない、代々天皇から皇太子相伝の宝剣で9世紀来の歴史があり、現在は国の安寧と五穀豊穰を祈る宮中祭祀である新嘗祭で用いられる「壺切御剣」は、皇位継承者となった皇嗣、秋篠宮文仁親王（立皇嗣2020）に受け継がれている⁽⁴⁾。現代において、これらの器物は、私達もよく耳にし、最も身近に感じられる伝世品の実例といえよう。

いずれも長きにわたり天皇家に伝わってきたもので、皇位継承そしてそれに伴う儀礼の場において

重要な役割を果たす器物である。貴重であることはもとより、皇位継承にかかる儀式・儀礼に必須の器物であることが、長期にわたる伝世の背景にあることは言を俟たない。最も保守的なのは儀式そのものであるが、それに関わる器物は自ずと伝世しやすくなることを示してくれている。その一方で、儀礼方式の変化が生じた場合は、使用器物の変更をもたらすことに繋がることも示唆している。それゆえ伝世品には、①儀式に使用されるべく伝世するものと、②貴重であるがゆえに伝世するもの、という大きく二つの系統が存在することになる。こうしてみた場合、本稿で検討対象とした正倉院宝物は、結果として後者に該当することになったものであるが、「勅封」という天皇の権威によって守り伝えてきた、極めて特殊な事例といえる。

おわりに

器物が伝世した理由は、儀式で使用するもの、貴重なもの、個人や家にとって大切なものであったからなど様々であったと思われる。長い歴史のなかで取捨選択の過程を経て、今に至っている。当然、伝来の過程はそれぞれに異なり、授受を繰り返すことで器物に付与される格が上下することもある。

本稿では、正倉院宝物の中でも由緒や来歴が記されたものを対象に検討を加え、特に〈赤漆観木厨子〉と赤漆文観木御厨子の伝来を中心に伝世の過程についてみてきた。やや推測を重ねざるを得ない部分もあったが、器物が所有者を変えながら時を経るにつれて、その性格や価値が変化して行く様子が垣間見られた。古代の王権中枢における器物の伝世について、ここまで具体的に論じることが出来るものも他にないであろう。

正倉院宝物の種類は多種多様であり、舶来品を含め、『東大寺献物帳』に由緒の記載がなくとも長い間伝来したのものがあることは周知の事実である。それは『東大寺献物帳』に掲載されていない宝物においても同じである。そうした資料についても伝世の過程を少しずつ明らかにしていくことで、古代における伝世品の研究がよりいっそう進展することが期待される。

註

- (1) 現在正倉院に伝わっている赤漆文観木御厨子との混同を避けるため、残っていない赤漆観木厨子には〈 〉を付けて表記する。
- (2) 元明天皇に伝えられなかったことについて、主な先行研究における見解を挙げると以下のものがある。
 - ・後藤四郎氏は、「系図を一見して明らかなように持統天皇以後孝謙天皇に至るまでの歴代の天皇は、元明天皇を除いてすべて天武・持統両天皇の系統に属しており、元明天皇だけが例外である。ここにこの厨子が元明天皇に伝えられなかった理由があったのではなからうか。換言すれば、この厨子は天武持統系の皇統に伝えるべく定められていたのではなからうか」とし、その筋道を定めた人物として持統天皇を挙げている〔後藤 1986〕。
 - ・直木孝次郎氏は、「文武から元明にこの厨子が伝えられなかったのは、元明が天武系でなく天智系であったというような理由からではなく、厨子が少年期・成年期の教養とかかわる品だからである。子が自分の母に伝えるような品ではない」と考え、「文武の没後、母の元明が残された品のうちから由緒の深い厨子を、むすめの元正一このとき二八歳一に与えたと考えたほうがよからう」とする〔直木 1996〕。
 - ・米田雄介氏は、「元明天皇は草壁皇子の配偶者であり、元正天皇は草壁皇子と元明天皇の皇女であるから、本厨子に元明天皇の名前は見えないとしても、文武天皇の崩御後、本厨子は元明天皇の宮中近くに留め置かれ、元正天皇の即位に伴って、元明天皇は天武天皇の皇統を受け継ぐ元正天皇に伝えたのではないか。その際、元明天皇からではなく、文武天皇から伝賜されたとの形式を取ったのであろう」とする〔米田 2018〕。

- (3) 八咫鏡は伊勢神宮、草薙剣は熱田神宮に鎮座しており、宮中にあるものは形代である。
(4) このほかに、同じく皇太子へ授けられ宮中祭祀で用いる「行平御剣」（豊後国行平作、12世紀）も受け継がれた。

引用・参考文献

- 飯田剛彦 2019 「正倉院の歴史—何が宝物を守ってきたか」『正倉院の世界—皇室がまもり伝えた美』東京国立博物館
- 北 啓太 2006 「至高の伝世品 正倉院宝物」『正倉院の世界』別冊太陽 143 平凡社
- 北 啓太 2008 「献物帳管見」『正倉院紀要』第30号 宮内庁正倉院事務所
- 後藤四郎 1986 「赤漆文欄木御厨子について」『昭和61年 正倉院展目録』奈良国立博物館
- 杉本一樹 2008 『正倉院 歴史と宝物』中公新書
- 関根真隆 1989 「献物帳の諸問題」『天平美術への招待』吉川弘文館
- 藪田香融 1964 「護り刀考」『伝承文化研究』創刊号 関西大学民俗学会
- 東野治之 1998 「元正天皇と赤漆文欄木厨子」『橿原考古学研究所論集』第13号 吉川弘文館
- 東野治之 2005 「正倉院宝物中の古代伝世品」『日本古代史科学』岩波書店（初出 1996「歴史学と学際的研究」『ヒストリア』150号 大阪歴史学会）
- 直木孝次郎 1996 「正倉院蔵赤漆文欄木厨子の伝来について」『飛鳥奈良時代の考察』高科書店
- 中川あや 2017 「正倉院北倉に納められた鏡」『第69回 正倉院展目録』奈良国立博物館
- 奈良皇室博物館正倉院掛 1924 『正倉院御物目録』
- 西川明彦 2012 「赤漆文欄木御厨子と〈赤漆欄木厨子〉」『正倉院紀要』第34号 宮内庁正倉院事務所
- 細川晋太郎 2017 「正倉院宝物にみる百済との関わり」『日本の中の百済』近畿地域Ⅰ 忠清南道・忠清南道歴史文化研究院（ハンデル）
- 吉川真司 1995 「天皇家と藤原氏」『岩波講座 日本通史』第5巻 古代4 岩波書店
- 米田雄介 2018 『正倉院宝物と東大寺献物帳』吉川弘文館
- 米田雄介・杉本一樹（編）2009 『正倉院美術館 ザ・ベストコレクション』講談社

図表出典

- 図1・3・5～9 宮内庁正倉院事務所編 1995『正倉院宝物』3 北倉Ⅲ 毎日新聞社より引用。図2 奈良国立博物館 2015『第67回 正倉院展目録』より引用。図4 宮内庁正倉院事務所編 1994『正倉院宝物』1 北倉Ⅰ 毎日新聞社より引用。図6 米田・杉本編 2009より引用。図10・11 北啓太2006より引用。図12 米田・杉本編 2009をもとに一部改変。表1・2 筆者作成
- ※図1～11は正倉院宝物

